



Title	地域社会における農協高齢者福祉活動の役割
Author(s)	大友, 康博; OTOMO, Yasuhiro
Citation	北海道大学農経論叢, 54, 1-8
Issue Date	1998-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/11161">https://hdl.handle.net/2115/11161</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	54_p1-8.pdf



# 地域社会における農協高齢者福祉活動の役割

— 会津坂下農協の事例から —

大友 康博

## A Study on Agricultural Co-operatives for Promoting Welfare Action in Communities : Through the experience of Aizubange Agricultural Co-operative

Yasuhiro OTOMO

### Summary

Recently, Agricultural Co-operatives have become active in welfare action throughout Japan. The purpose of this study is to reveal the present situation and role of Agr. Coops in the welfare of communities, based on the experience of Aizubange Agr. Coop in the western part of Fukushima Prefecture.

The conclusions of this study are as follows.

1. Aizubange Agr. Coop plays a role in developing a basis for a health care system in the home and facilities for communities. The Agr. Coop provides human-resources for community care in Aizubangemachi and sends a representative, who is one of the planners in Aizubangemachi. There is an expected improvement in social welfare.
2. The problems of the welfare action of Aizubange Agr. Coop are the lack of original welfare services and the lack of participation in the action.

### 1. はじめに

農協の高齢者福祉活動は昭和35年頃より厚生連を中心に「健康管理活動」として保健、医療サイドから行われてきた。昭和60年、第17回全国農協大会は健康管理活動を「健康を守り向上をはかる活動」と「高齢者の生活を充実させる活動と援助する活動」の2つに発展させ、一部の農協が高齢者福祉活動に取組み始めた。更に平成4年の農協法改正により、農協の高齢者福祉事業が法的に確立された。翌平成5年には「こころ豊かな生活を實現する活動プラン、JA 高齢者福祉活動基本方針」を決議し全国運動が展開され現在に至っている。

農協の高齢者福祉活動は3段階ですすめることが平成5年の「農協高齢者福祉活動基本指針」の中で示されている。すなわち第1段階はボランティア段階（ホームヘルパーの育成、助けあい組織の組織化）、第2段階は在宅福祉サービス段階（ホームヘルパー派遣、給食サービス、デイサービスへの直接参入或いは公的受託）、そして第3段階は施設サービス段階（社会福祉法人設立、有料老人ホーム等）である（註1）。

農協の高齢者福祉活動の各段階の現状値をみると、平成8年度末現在、農協が養成した在宅介護を支援するためのホームヘルパー数は3万7,529人、「助けあい組織」といわれるボランティア組織は42県348組織である。第2段階を見るとホー

ムヘルパー業務を受託した農協が19、給食サービスを受託した農協が15、デイサービス、デイホーム等を運営する農協が10ある（平成9年7月末現在）。さらに第3段階をみると、社会福祉法人設立など農協が関与した特別養護老人ホームが15施設ある（平成9年7月末現在）。

このような状況下、雑誌等で農協の高齢者福祉活動の優良事例が紹介されるようになってきている（註2）。しかしながら、地域社会における農協の高齢者福祉活動の位置づけや役割、地域の福祉向上への具体的な貢献に関する報告は少ない状況にある。

ここで、農協が高齢者福祉活動に参入する意義について触れてみる。全中編（註3）などによれば、第1に「高齢組合員および高齢者を抱える組合員に対するニーズの充足」、第2に「地域社会、生活者への貢献」、第3に「地域経済、雇用機会の活性化」、そして第4に「JAの各事業に対する波及効果」の4点を挙げている。これは、農協の高齢者福祉活動が「組合員及び組合員家族の福祉向上の為の活動」と「地域社会（地域住民）の福祉向上の為の活動」の2つの活動の側面を持つべきであることを示している。自ずから農協の高齢者福祉活動の分析は少なくともこの2つの観点から行わなければならない。

さらに、わが国の福祉政策の変化、すなわち行

政主導型・施設福祉から行政と民間の協同、住民参加型・在宅福祉の流れの中で、農協の高齢者福祉活動を位置づけ、その役割を明らかにしていく必要がある。例えば、行政の下請けの活動ではなく、農協が意思を持った主体的な活動を展開しているか否かという観点である。

本稿では、上記の観点から全国に先駆けて社会福祉法人の設立し特別養護老人ホーム施設を建設した福島県会津坂下農協の高齢者福祉活動の事例から、地域社会における農協の高齢者福祉活動の役割と、今後の課題を明らかにすることにしたい。

福島県の農協はホームヘルパー養成数、助けあい組織数ともに全国一の実績をあげており（表1）、さらに県内にはホームヘルパー派遣を公的受託しているみちのく安達農協、施設を行政が建設し運営を農協が受託するという「公設農協営型」のデイサービスを実施しているいわき農協の事例がある（註4）。そして、社会福祉法人（特別養護老人ホーム）を設立した会津坂下農協の事例がある。会津坂下農協の事例は、施設福祉先行の農協の高齢者福祉活動が、その地域社会においてどのような役割をもっているかを明らかにする事例として位置づけられる。

表1 農協高齢者福祉活動の取組みの現状

（単位：人、団体）

1級		ホームヘルパー養成人数（全国上位 5位）		2級		3級		1～3級合計	
1. 富山	14	1. 福島	955	1. 福島	3,126	1. 福島	4,081		
2. 栃木	4	2. 長野	857	2. 愛知	1,686	2. 愛知	2,136		
3. 石川	4	3. 岩手	746	3. 鹿児島	1,606	3. 神奈川	2,115		
4. 島根	4	4. 神奈川	662	4. 神奈川	1,452	4. 鹿児島	1,992		
5. 長野	2	5. 愛知	450	5. 青森	1,382	5. 青森	1,617		
全国計	29	全国計	8,194	全国計	29,306	全国計	37,529		

助けあい組織設置数（全国上位 5位）

1. 福島	44
2. 宮崎	27
3. 秋田	25
4. 岩手	20
5. 長野	18
全国計	348

（資料）『JAグループ高齢者福祉活動の取組み現状』（全国農業協同組合中央会）より作成  
 註）数字は平成9年7月1日現在のもの。

## 2. 会津坂下町の高齢化の進展と高齢者介護の状況

会津坂下町は福島県の西、会津盆地の西部に位置する。町は会津若松市、喜多方市、会津高田町、柳津町に接している。産業は従来米作を中心とする第1次産業が中心であり、昭和35年の第1次産業就業人口比率は63.2%であった。現在は他産業への移行がすすみ、平成7年の国勢調査によれば、第1次産業就業人口は19.7%となり、第2次産業就業人口が34.6%、第3次産業就業人口が45.5%を占めている。

会津坂下町の人口推移をみてみると、会津坂下町の人口は年々減少傾向にあり、昭和55年と比べると平成9年では568人(約3%)減少している(表2)。次に年齢別人口構成をみると0~14歳の年少人口が平成2年と比べると平成9年では512人減少、15~64歳の生産年齢人口も778人減少したのに対し、65歳以上の老年人口が926人増加している。いわゆる高齢化率は23.5%と4人に1人が65歳以上の高齢者となった。会津坂下町では高齢化の進展と共に、その高齢者を支える世代の人口が減少していることがわかる。年少人口の減少要因は小子化であり、生産年齢人口の減少要因は15~29歳世代が就職や進学、婚姻のため他市町村や県外へ他出するためである(註5)。

次に、会津坂下町の要援護老人の現状をみていく。平成4年の町の調査によれば、65歳以上人口が4,062人、在宅の要援護老人が313人、施設及び医療機関の要援護老人が70人となっている。町は平成12年における65歳以上の人口を4,905人、在宅の要援護老人を358人、施設及び医療機関の要援護老人を134人と推計した(表3)。次に要援護老人の介護者の性格をみていく(表4)。寝たきり老人及び痴呆性老人を介護する人は、息子の妻が54.1%と最も多く、ついで本人の妻が22.2%、娘が13.9%、本人の夫と息子は2.8%であり、主に「女性」が介護を担当していることがわかる。介護者の年齢をみると50~59歳が36.1%、40~49歳が29.9%となっており介護者も決して若い年齢ではない。介護者の健康状態は16.7%の人が悪い、非常に悪いと回答している。家族による在宅介護は「嫁」や「妻」など女性に偏重しており、営農、家事、育児も担当する女性の健康への影響、また家庭全体へ与える影響が懸念される。

## 3. 会津坂下農協の高齢者福祉活動

### 1) 社会福祉法人の設立

会津坂下農協の高齢者福祉活動は昭和61年に設立した社会福祉法人両沼厚生会、特別養護老人ホーム会津寿楽荘から始まる。設立の契機は、ま

表2 会津坂下町の高齢化の現状

(1) 人口推移		(単位：人)				
	昭和55年	昭和60年	平成5年	平成9年	人口増加率	
福島県	2,035,271	2,080,304	2,104,058	2,137,706	5.0%	
河沼郡	39,325	39,386	39,103	38,451	-2.2%	
会津坂下町	20,504	20,431	20,332	19,936	-2.8%	

(2) 年齢別人口の推移		(単位：人、%)				
	年少人口	平成2年 生産年齢人口	老年人口	年少人口	平成9年 生産年齢人口	老年人口
福島県	422,064 (20.1)	1,377,857 (65.5)	301,552 (14.3)	372,671 (17.4)	1,378,180 (64.5)	387,714 (18.1)
河沼郡	7,588 (19.4)	24,126 (61.7)	7,359 (18.8)	6,775 (17.6)	22,513 (58.5)	9,175 (23.9)
会津坂下町	4,032 (19.8)	12,522 (61.6)	3,749 (18.4)	3,520 (17.7)	11,744 (58.9)	4,675 (23.5)

註1) 福島県企画調整部統計調査課「福島県の人口」平成9年3月より作成。

註2) 平成9年のみ1月1日現在の人口。それ以外は10月1日現在の人口。

註3) 人口増加率は(平成9年の人口-昭和55年の人口) / (昭和55年の人口) で求めた。

註4) 河沼郡は会津坂下町、湯川村、柳津町、河東町から成る。

表3 会津坂下町要援護老人の現在人口と推計人口  
(単位：人)

	平成4年 (調査時)			平成12年 (推計)		
	在宅	施設	医療機関	在宅	施設	医療機関
65歳以上人口	4,062			4,095		
寝たきり老人	63	40	30	27	118	16
痴呆性老人	9			40		
	(29)					
虚弱老人	241			291		
要援護老人	313			358	118	16
	(333)					

- 註1) 会津坂下町老人保健福祉計画書より作成。  
 註2) 施設は特別養護老人ホームまたは老人保健施設への入所者、医療機関は医療機関に6か月以上入院している人。  
 註3) カッコ内は国の痴呆性老人調査・ニーズ部会が提示した推計方法にて町が算出した数値

表4 会津坂下町寝たきり・痴呆老人の介護者の状況  
(単位：人、%)

介護者の続柄	介護者の年齢層	
1. 息子の妻	39 (54.1)	1. ~29 0 (0)
2. 妻	16 (22.2)	2. 30~39 13 (18.0)
3. 娘	10 (13.9)	3. 40~49 21 (29.2)
5. 夫	2 (2.8)	4. 50~59 26 (36.1)
6. 息子	2 (2.8)	5. 60~69 11 (15.3)
7. その他同居 家族	2 (2.8)	6. 70~79 1 (1.4)
		7. 80~ 0 (0)
8. その他	1 (1.4)	
9. 介護者なし	0 (0)	
	72 (100)	72 (100)

介護者の健康状態	
1. 良い	15 (20.8)
2. 普通	45 (62.5)
3. 悪い	11 (15.3)
4. 非常に悪い	1 (1.4)
	72 (100)

註) 会津坂下町老人保健福祉計画書より作成。

ず第1に農繁期になると介護が困難であるという組合員の声があったこと、第2に会津西部に特別養護老人ホームがなかったこと、そして第3に坂下厚生総合病院があり、保健医療面のサポートが期待できることである。

そこで昭和60年頃に会津坂下農協組合長が河沼、大沼郡管内の農協組合長(両沼組合長会)や坂下厚生総合病院に対し特別養護老人ホームを設立しようと呼びかけ、昭和61年10月に社会福祉法人両

沼厚生会設立が認可され、昭和62年4月に特別養護老人ホーム会津寿楽荘の開設と在宅老人短期入所(ショートステイ)事業が開始された。社会福祉法人は8農協(会津坂下、坂下信用、高郷村、湯川村、柳津町、三島町、昭和村、会津金山町)及び県厚生連の寄付により基本財産を形成して設立された。施設は県、国、8農協、県厚生連及び8町村(会津坂下町、高郷村、湯川村、柳津町、三島町、昭和村、会津金山町、河東村)の補助金等により建設された。しかし、待機者が多くなったため、平成3年には会津寿楽荘の増床(定員50から80へ)ショートステイ施設の増床(定員6名から20名へ)の他、在宅福祉サービスへ参入しデイサービスセンター事業と町委託ホームヘルプサービス、介護アドバイスをを行う在宅介護支援センターが開設された。

表5 会津寿楽荘利用状況

(1) 特別養護老人ホーム利用状況(平成9年4月1日現在)  
(単位：人)

	利用者		待機者		
	利用者	待機者	利用者	待機者	
会津坂下町	29	13	会津本郷町	3	0
柳津町	10	4	塩川町	1	2
三島町	4	3	山都町	2	2
河東町	4	2	会津若松市	12	9
昭和村	2	0	喜多方市	2	0
高郷村	1	0	熱塩加納村	1	0
湯川村	6	2	会津高田町	2	5
磐梯町	0	0	新鶴村	0	2
西会津町	1	0	(合計)	80	44

(2) デイサービスセンター利用状況(平成8年度)

	年間利用のべ人数		1日当たり利用人数	
	年間利用のべ人数	1日当たり利用人数	年間利用のべ人数	1日当たり利用人数
会津坂下町	3,723	15.4		
柳津町	10	0.1		
高郷村	999	4.2		
湯川村	422	1.8		
(合計)	5,154	21.4		

註1) 社会福祉法人両沼厚生会「施設利用状況報告書」平成9年4月より作成。

註2) デイサービスセンターの平成8年度稼働日数は241日であり、1日当たり利用者は年間利用のべ人数を241日で除して求めたもの。

註3) 柳津町内には社会福祉法人両沼厚生会が運営する柳津デイサービスセンターがあり、会津坂下町のセンター利用者は少なくなっている。

平成9年4月1日現在、会津寿楽荘の入所者数は定員80名に対し80名で満床状態にあり、44人が待機中である。ショートステイも定員20名に対し1日平均21.6人（平成8年度実績）の利用があり、デイサービスも定員15名に対し1日平均21.4人（平成8年度実績）の利用がある（表5）。利用者も会津坂下町の他、近隣市町村からも利用されている。このように社会福祉法人の設立は会津坂下町はもとより、河沼、両沼郡の施設福祉、在宅福祉の基盤となっているのである。

## 2) 無償ボランティア活動

会津寿楽荘の開設後、会津坂下農協では女性部を中心に無償ボランティア活動を開始して現在も継続している。活動内容は、月1回5～6名が食事や入浴の介助の他、シーツ交換や窓の清掃など施設職員の手の届きにくい作業を補完している。施設の職員定員数は法律で定められているため、職員はなるべく介護に集中すべきであり、ボランティア活動によって介護以外の作業を補完することで介護者に適切な介護をすることができる。ボランティア側もホームヘルパー養成講習で学んだ知識、技術を生かし向上させることができる。会津坂下農協のボランティア活動は坂下厚生連病院の老人保健施設「なごみ」においても会津寿楽荘と同じ内容の活動を行っている。

## 3) ホームヘルパー養成講習と助けあい組織の活動

農協のホームヘルパー養成講習は、平成4年以降、中央会主催で開設された。平成8年現在2級取得者22名、3級取得者46名である。受講対象は、組合員とその家族、女性部員、農協役職員であるが、2級受講者に対しては「仕事として、社会に貢献する意思があること。」を条件にしている。講習にあたっては、先述の会津寿楽荘、坂下厚生総合病院、老人保健施設と連携している。講習修了者は「JA 会津ばんげ ふれあいグループ」という名称の助けあい組織に加入する。

助けあい組織は平成8年現在、52名からなり、活動内容は年1回の視察や研修会への参加、施設での無償ボランティアである。本来助けあい組織の活動は会員制、有償が原則であるが（註6）、

会津坂下農協の助けあい組織ではそこまでの活動には至っていない。その背景の1つには、農繁期になると人が集りにくくなり、活動が停滞することがあげられる。現に女性部のボランティアも農繁期には活動していない。この点が農協の高齢者福祉活動の限界の1つともいえる。さらに、町にはすでに会津寿楽荘や後に述べるように社会福祉協議会の高齢者福祉活動が浸透しており、後発の助けあい組織が活動する場が見つけないこともある。

## 4) 高齢者生活充実活動 ふれあい市の開催

農協の高齢者福祉活動は、上記のように要援護者に対する福祉活動（高齢者生活援助活動）の他、元気な高齢者に対する福祉活動、高齢者生活充実活動もあわせて行うことが重要である。

会津坂下農協では平成5年頃より、農産物の直売所を設け高齢者農家が生産した野菜を販売する「ふれあい市」を開催している。開催期間は5月から11月までで、農協の空き倉庫を利用して行っている。売上げは3,000万円を目標としているが、あくまで高齢者の生きがい活動として行われており、販売を主目的とするものではない。直売所の野菜は会津寿楽荘が給食材料の一部として購入しており、高齢者生活充実活動と生活援助活動が一体化している。

以上のように、会津坂下農協は全国に先駆けて施設福祉に参入し、それが現在の町の高齢者福祉の基盤となった。また、厚生連病院やその付属施設である老人保健施設、さらに平成9年設立された訪問看護ステーションにより、会津坂下町の高齢者福祉は協同組合組織により、その基盤がつけられていると言っても過言ではないだろう。その一方では、農協の助けあい組織の活動は農繁期に停滞せざるを得ない等の制約がある。しかし、以下で見ると行政や社会福祉協議会（以下、社協と略す。）との連携により活動の場が広がっている。

## 4. 行政、社協との連携

### 1) ボランティア活動対象の広がり

平成4年社協が事務局となり、会津坂下町内のボランティア団体、個人と派遣希望先をつなぐこ

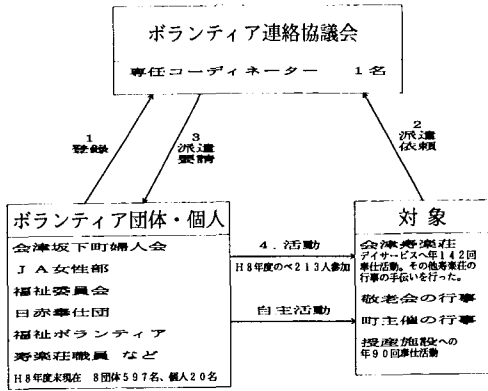


図1 会津坂下町のボランティア活動体制

註) 聞き取り等により作成。

とを目的とする「ボランティア連絡協議会」を発足させた(図1)。発足前は各団体、個人が必ずしも連携して活動してはならず、特定の団体、個人に仕事が偏ったりすることもあった。そこでこの協議会がボランティア団体、個人の連携の場となり、また、派遣希望者の希望にそった協力をボランティア団体、個人に要請している。勿論、ボランティアの根本である「活動の自主性」を損なわないように留意されている。農協女性部もこの協議会の会員になっており、自主活動の他、協議会の派遣要請に応じたボランティア活動も行うようになり、協同組合組織外へ活動対象が広がつつある。また、会津寿楽荘の職員全員も加入しており、施設の外に出て、地域の一員として、町の福祉向上のためにボランティア活動を行うようになってきている。

### 2) 町のホームヘルプサービスへの参加

町のホームヘルプサービス事業は、社会福祉法人両沼厚生会と社協に委託されている(図2)。しかし、平成5年当時はサービス提供が月～金曜日の9時から17時までに限られており、介護者や要援護者のニーズを満足させることは十分できなかった。そこで町では早朝夕刻、休日にサービス提供をするために平成6年に登録ヘルパー制度を導入した。

また、制度導入の背景には若年層の他出や有資格者の高齢化等の理由により常勤ホームヘルパー確保が年々困難になると予想されたこと、そして

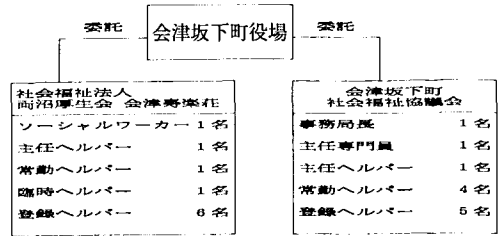


図2 会津坂下町ホームヘルプサービス事業体制

註1) 聞き取り等により作成。

註2) 常勤ホームヘルパー：給料が月払いで支払われる。  
臨時ホームヘルパー：勤務した日数×日額で支払われる。

登録ホームヘルパー：勤務した時間数×時間単位で支払われる。

註3) 登録ヘルパーは全員、農協養成のホームヘルパー。

農協養成のホームヘルパーの積極活用があった。この制度の導入で、先述のように資格を持ち、活動の意思がありながらも農作業等の関係で常勤として活動できない人材の発掘と有効活用を図ることができた。

平成5年策定の町の老人保健福祉計画によれば、要援護老人に対し週3～4回、虚弱老人に対し週1回、1回2時間のサービス提供を目標とした。それを担うマンパワーとして常勤ヘルパー8人、非常勤ヘルパー19人を確保目標とした。平成9年現在、常勤ヘルパーは11人、非常勤ホームヘルパーは12人であり、非常勤ホームヘルパーのうち登録ホームヘルパーは11人で全員が農協養成ヘルパーである。

平成8年2月からは巡回型の12時間ホームヘルプサービスを県のモデル事業として開始し、将来的には24時間巡回型のホームヘルプサービス供給を展望しており(註7)、これらの施策は平成5年の計画以上にマンパワーを必要とするため、今後ますます農協養成のホームヘルパーの活躍の場が広がるものと考えられる。

### 3) 町の福祉計画策定への参画

以上のように、行政や社協との連携により農協のホームヘルパーや助けあい組織は活動の場が与えられ、活性化されつつあると見ることが出来る。しかし、農協は町の高齢者福祉の担い手の一員として積極的に町の福祉計画に参画し、住民の1人として意見を述べている。

平成2年の老人福祉関係8法改正により、市町村は老人保健福祉計画の策定が義務となった。その計画策定にあたっては、その地域で福祉、保健、医療に実際たずさわっている組織、一般住民が参加していることが重要である。しかし、実際は行政の一部の部署で策定し、せいぜい関係団体から意見を聞きおく程度に留めた市町村も少なからず存在する(註8)。会津坂下町では基礎調査の結果分析、素案作成の段階から農協を含めた関係団体が参加し、計画原案も関係団体の審議を経ている(図3)。また、会津坂下町では福祉関係者の情報交換の場である「福祉懇談会」が会津寿楽荘開設を契機に昭和62年頃から定期的に開催されている。この懇談会は町議会、寿楽荘、厚生連病院、町役場、社協、農協など地域福祉を担う組織からなり、管理職だけでなく担当者まで参加しているため、情報が共有でき、現場の意見の施策への反映や現場への施策の反映が迅速にできる(註9)。本懇談会は、単に町が町のたてた福祉計画に対して、住民の意見を聴取したことにする場として使われているのではなく、町の福祉を住民代表と共につくりあげる場として機能している。先述の登録ホームヘルパー制度もこの場で審議に付された。

以上、会津坂下農協のホームヘルパーや助けあい組織は行政や社協との連携を図ることで活動の

場が広がり、地域の福祉の向上に貢献できるようになった。町では先述のホームヘルパーの充実の他、新たに高齢者福祉施設を建設する構想があり(註10)、その施設運営にあたっては今後も農協養成のホームヘルパーや助けあい組織の活動に期待が寄せられている。

### 5. おわりに

会津坂下町における農協の高齢者福祉活動の役割は、第1に社会福祉法人設立により町内の施設福祉、在宅福祉の基盤をつくったことである。町の高齢者福祉はこの施設によってつくられてきたと言っても過言ではない。第2にホームヘルプサービスや新たな施設運営のためのマンパワー供給源であることである。助けあい組織による施設への無償ボランティア活動、農協が養成したヘルパーによる登録ヘルパー活動が施設職員や社協の活動を補完し、結果として地域全体の福祉向上に貢献している。第3に地域の福祉向上のための福祉計画に参画する、地域住民の代表になっていることである。老人保健福祉計画への参画等を通じて住民参加型福祉を実現しつつある。

今後の課題としては、まず第1に農協の特徴を生かした、高齢者福祉サービスの開発である。例えば、ふれあい市のように、高齢者が野菜を生産して現金収入を得るという「生きがい」活動の組合員以外の高齢者への展開がある。行政や社協が提供できない高齢者福祉サービスを農協が提供することで、さらに地域福祉を充実させることができるのではないか。宣伝をする必要はないが、農協が提供するサービスと行政や社協が提供するサービスの良い意味での差別化が必要ではないか。

第2に農協の高齢者福祉活動を担う者が女性であるため、活動の展開に限界があるということである。営農、育児、家事を担っている女性が福祉活動にこれ以上時間を割けるのかということである。現に農繁期になると女性部や助けあい組織のボランティア活動は停滞を余儀なくされている。介護負担を感じる女性を女性だけで解決しようとしているのが现阶段の農協の高齢者福祉活動の問題点であり、これでは真の意味で組合員や組合員家族の福祉向上を図るということにはならない。また、このことが結果的には地域全体の福祉向上

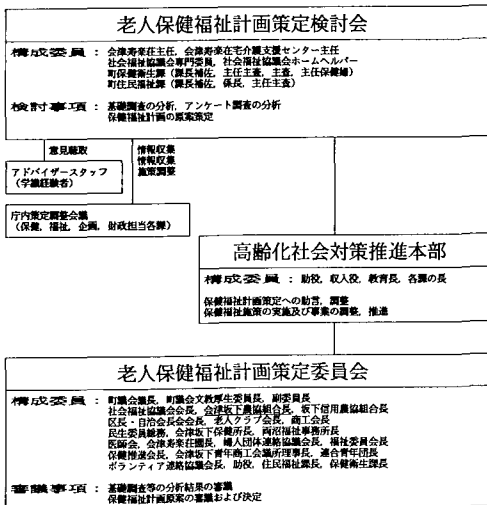


図3 会津坂下町老人保健福祉計画策定体制

註) 会津坂下町『会津坂下町老人保健福祉計画書』平成5年3月より作成。

の制約要因ともなり得るのである。本来、力を必要とする身体介護は男性の協力を必要とする。今後の助けあい組織活動は男性の積極的な参加を促すことにより、さらに組合員、地域に貢献する活動が展開できるものとする。

## 註

- (註1) 農協高齢者福祉活動の段階的すすめ方については全中編〔5〕 pp. 33-35。  
 (註2) 蟻塚〔1〕 pp. 58-77, 大泉〔2〕, 全中〔6〕 pp. 40-48など。  
 (註3) 前掲全中編〔5〕 pp. 10-18, 全農, 全中, 農協流通研究所〔8〕 pp. 104-105を参照。  
 (註4) リスクの大きい施設建設を行政が担当し, 人件費が安くかつ小回りのきく農協が運営を担当する「公設農協管」のケースは行政, 農協のメリットが生かせる地域福祉の新しい展開として注目される。全国では福島県のJAいわきとJAいるまの(埼玉県)の事例がある。  
 (註5) 福島県企画調整部統計調査課〔9〕 p. 143参照。  
 (註6) 助けあい組織の詳細は全中編〔7〕参照。  
 (註7) 巡回型ホームヘルプサービスとはコーディネーターの立案したケアプランに基づき, 必要な時間に必要回数訪問して介護, 家事援助をするホームヘルプサービスである。週に数回訪問し, 数時間介護, 家事援助する滞在型ホームヘルプサービスよりも, 巡回型の方が要介護者や家族にとっては安心なサービスであるといえる。  
 (註8) 大友〔3〕, 川村〔4〕を参照。  
 (註9) 福祉懇談会参加メンバーは, 議会(町長, 議長), 役場(助役, 収入役, 保健福祉課など), 社協(会長, 職員, ホームヘルパー), 寿楽荘(園長, 事務職員, 介護職員), 坂下厚生総合病院, 老人保健施設なごみ, ばんげ訪問看護ステーション, 老人福祉センター, シルバー人材センター, 会津坂下農協(組合長, 参事, 生活課長, 担当他)など高齢者福祉関係者の他, 心身障害児通園施設かわらご園, 障害者小規模通所授産施設桜の家共同作業所など障害者福祉関係者も参加しており, 町の福祉関係者が一同に会する場となっている。  
 (註10) 会津坂下東部地区に「会津西部地域総合福祉センター(仮称)」建設の構想があり, 主に在宅介護をサポートする施設(デイサービスセンター, デイケアナイトケアセンター等)を建設する予定がある。ホームヘルパー事業の充実も含めて平成5年3月策定の町

老人保健福祉計画の見直し(特にマンパワーの見積もり)が必要となる。平成9年が老人保健福祉計画の見直し年であるが, 公的介護保険導入が見込まれるため, 導入確定後, 介護保険計画を策定する際に見直しを行う予定である。

## 参考文献

- 〔1〕 蟻塚昌克『高齢者福祉開発と協同組合』家の光協会, 平成9年6月。  
 〔2〕 大泉豊秋『農協は高齢者社会をどう支えるか』家の光協会, 平成6年4月  
 〔3〕 大友信勝『検証高齢者保健福祉計画 住民参加型へのアプローチ』KTC中央出版, 平成6年10月。  
 〔4〕 川村匡由『老人保健福祉計画レベルチェックの手引き』中央法規, 平成6年11月。  
 〔5〕 全中編『JA 高齢者福祉活動入門』家の光協会, 平成5年5月。  
 〔6〕 全中『高齢者福祉の現場から』『月刊JA』, 平成9年7月。  
 〔7〕 全中編『広げよう高齢者助けあい活動』家の光協会, 平成6年6月。  
 〔8〕 全農, 全中, 農協流通研究所編『JA 経済事業改革による機能強化と収支改善の指針』, 平成8年11月。  
 〔9〕 福島県企画調整部統計調査課『福島県の人』, 平成9年3月。

最近, 農協の高齢者福祉活動が日本全国に広がっている。

この論文の目的は, 地域社会における農協高齢者福祉活動の現状と役割を, 福島県西部にある, 会津坂下農協の事例を用いて明らかにすることである。

この論文の結論は以下の通りとなる。

1. 会津坂下農協の高齢者福祉活動の役割は, 町内の施設福祉, 在宅福祉の基礎を作ったことである。また, 地域福祉の為に人材供給, 地域福祉向上の為に福祉計画に参画する地域住民の代表である。
2. 会津坂下農協の高齢者福祉活動の課題は, 農協の独自の高齢者福祉サービスの供給ができていないこと, 活動には男性の協力が不足していることである。